



# 鳥取県公報

平成 19 年 7 月 6 日 (金)  
号外第 1 1 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則   へき地勤務医師等修学資金貸付規則を廃止する規則 (74) (医療政策課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

へき地勤務医師等修学資金貸付規則の廃止について

1 規則の廃止理由

へき地勤務医師等修学資金貸付規則（以下「規則」という。）を、次の理由により廃止する。

- (1) 本修学資金は、国のへき地医療対策に基づき創設された制度であったが、国の制度が廃止されて以降、新規の募集も行われておらず、現在貸付中の者もないこと。
- (2) 本修学資金は、へき地医療対策に限定される制度であり、現状の県内全域において生じている医師不足の対策としてはそぐわないこと。
- (3) 鳥取県医師養成確保奨学金貸付制度の創設により、医師養成に係る奨学制度は当該制度により実施されるものであること。

2 規則の概要

- (1) 規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 規 則

へき地勤務医師等修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第74号

へき地勤務医師等修学資金貸付規則を廃止する規則

へき地勤務医師等修学資金貸付規則（昭和50年鳥取県規則第44号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。